

## 岩手県学生会館管理運営規程

(目的)

第1条 公益財団法人岩手県学生援護会（以下「援護会」という。）が設置する学生会館の管理運営について必要な事項を定める。

(寮の名称及び所在地)

第2条 この寮は、「岩手県学生会館」と称し、東京都豊島区要町2丁目5番地5号に置く。

(寮の維持保全)

第3条 援護会は、寮の管理に当たっては、自らその維持保全に万全の処置を講ずると共に入寮者に対してもまた協力を求めるものとする。

(入寮申込者の資格)

第4条 この寮に入寮できる者は、次の各号に該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 主として岩手県出身の学生
- (2) 次に掲げる学校に入学の決定している者
  - ア 大学
  - イ 大学院（修士課程）
  - ウ 短期大学
  - エ 専修学校（専門課程）
- (3) 就学に必要な住居を探求している者
- (4) 寮費等の納入のできる者
- (5) 確実な保証人のある者

(入寮者の募集)

第5条 入寮者の募集に当たっては次の各号によって周知しなければならない。

- (1) 掲示（岩手県内の高等学校及び県・市町村役場等）
- (2) 電子広告等
- (3) 新聞掲載
- (4) その他

(入寮申込)

第6条 入寮申込者は、前条の規定による公示に基づいて、別に定める書類を援護会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

(入寮者の選考)

第7条 前条の規定による申込者のうちから入寮者を選考するため選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- 2 委員会の委員(以下「委員」という。)の数は5名以内とし、代表理事が委嘱する。
- 3 委員長は、代表理事が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(入寮選考方法)

第8条 委員会は、次の次号を基準として公平な選考をしなければならない。

- (1) 共同生活の適応性及び学力の程度
- (2) 住居の困窮の程度
- (3) 寮費等の負担能力
- (4) 心身の疾患の程度
- (5) 岩手県学生会館利用規則の遵守
- (6) その他委員会において必要と認めた事項

(入寮者の決定)

第9条 代表理事は、前条の規定による選考の結果、入寮者を決定したときは、その旨を本人に文書で通知する。

(入寮期日の指定)

第10条 代表理事は、入寮期日を定め、前条の通知と併せて文書で通知する。

- 2 特別な事情のため、前項の期日までに入寮できない場合は、代表理事の承認を得て延期することができる。

(在寮期間)

第11条 在寮期間は2年以内とする。ただし、代表理事が特に認めた者については、2年以内を限度として延長することができる。

(保証書等の提出)

第12条 入寮決定者は、入寮決定後2週間以内に次の書類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書・保証書

- (2) 健康診断書又は高等学校発行の生徒学生健康診断票等
- 保証人は2親等以内の親族を除く独立の生計を営む者でなければならない。
  - 保証人の住所、職業に変更が生じたときは、入寮者は、遅滞なく代表理事にその旨を届け出なければならない。

(保証人の変更)

- 第13条 入寮者は、前条第1項の規程による保証人を変更しようとするときは、代表理事の承認を得なければならない。
- 前項の規定による保証人がその責を果す上に適当でないと認めるに至った場合は、代表理事は変更を求めることができる。

(寮費)

- 第14条 入寮者は、当月分の寮費を毎月15日までに納入しなければならない。
- 前項の寮費は、入寮月及び退寮月とも1月分とし日割計算をして返却しない。
- (入寮金及び寮維持資金等)

- 第15条 第9条の規程による入寮決定者は、入寮期日前に初月分の寮費と併せ、入寮金及び寮維持資金を納入しなければならない。なお、入寮金及び寮維持資金は退寮時に返金はしない。
- ただし、寮維持資金については、納入後に入寮を辞退した場合に限り返金する。

(入寮者の自治)

- 第16条 入寮者は自治的な組織を持つことができる。
- 前条の規定による自治的な組織についての規約は、館長の同意を得て定めなければならない。

(寮の利用方法)

- 第17条 寮の利用上必要な事項は、別に定める

(退寮)

- 第18条 入寮者が次の各号に該当するときは、退寮しなければならない。
- 第4条の規定による資格を失うに至ったとき
  - 在寮期間が満了したとき

(退寮処分)

- 第19条 代表理事は、入寮者が次の各号に該当し、寮生活に不相当と認める

ときは、退寮を命じまたは、入寮の決定を取り消すことができる。

- (1) 管理運営規程等に違反する行為があったとき
- (2) 第6条の規定による申込書類の記載内容に虚偽の事実があったとき
- (3) 第8条の規定による選考の基準に適合しなくなったとき
- (4) 第10条の規定による期日までに入寮しないとき
- (5) 社会的ルールに違反し、入寮者に著しく影響を与えたとき
- (6) 入寮者が無断で長期間帰寮しないとき又は、周囲の状況から入寮継続の意志がないものとみなされるに至ったとき
- (7) 寮費の納入を3ヶ月以上怠ったとき
- (8) その他、館長が不相当と認めるに至ったとき

(任意による退寮)

第20条 前2条の規定以外の事由によって退寮しようとする者は、1箇月前までに館長に退寮届を提出しなければならない。

(退寮時における居室の点検等)

第21条 前3条の規定により、退寮する場合は、居室及び付属物等について館長の点検を受け、毀損、紛失等のないことの確認を得なければならない。

(異動の届出)

第22条 入寮者は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく館長に届け出なければならない。

- (1) 退学、停学及びその他の処分を受けたとき
- (2) 休学、復学及び転学をしたとき

(外泊等の届出)

第23条 入寮者は、外泊するときはあらかじめ館長に届け出なければならない。

(施設・設備の保全及び衛生)

第24条 入寮者は、寮の施設・設備・備品等の保全並びに衛生に十分留意するとともに、これらを毀損したときは、直ちに館長に申し出なければならない。

2 館長は、寮の施設・設備・備品等の保全並びに公衆衛生上必要な処置を講じなければならない。

(弁償の義務)

第25条 入寮者は、寮の施設・設備・備品等を毀損したときは、弁償の義務を負う。

2 入寮者は、寮の施設・設備・備品等を毀損したときは、直ちに館長に申し出、その程度により弁償しなければならない。

(居室への立入)

第26条 館長は、消防設備・空調等の保守点検等管理上の目的により、寮室内に立ち入る必要がある場合には、事前に予告掲示等を行って立ち入ることができる。

2 館長は、災害予防・事故等の緊急時等、必要と認められる場合には寮室内に立ち入ることができる。

(転貸及び権利譲渡等の禁止)

第27条 入寮者は、居室を居室以外の用途に供し、又は転貸若しくは権利を譲渡してはならない。

(職員)

第28条 公益財団法人 岩手県学生援護会定款（以下「本会定款」という。）第33条の規定に基づき、次の各号に掲げる職員を岩手県学生会館（以下「学生会館」という。）に置く。

- (1) 館長
- (2) 書記
- (3) 寮母

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて臨時的に任用する職員を置くことができる。

(職務)

第29条 館長は、本会定款及びその細則に定める職務のほか、学生会館の日常の運営を統括し、この規程に定める職務及び入寮者の指導等を行うものとする。

2 書記は、上司の命を受けて、学生会館の日常の事務に従事する。

3 寮母は、上司の命を受けて、学生会館の日常の運営に関し、専門的な作業に従事する。

(任免)

第30条 職員は代表理事が任免する。館長の職にあるものを任免するにあたっては、理事会の決議を必要とする。

(施行細則)

第31条 この規程施行のために必要な事項は、別に細則で定める。

附 則

この規程は、昭和31年7月25日から施行する。

この規程は、平成12年11月14日から施行する。

この規程は、平成13年11月15日から施行する。

この規程は、平成17年10月26日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月21日から施行する。